

【経営】令和2年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました

厚生労働省では、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数などを、年1回、取りまとめて公表しています。この度、「令和2年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました。ポイントは次のとおりです。

＜脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況＞

- 請求件数は784件で、前年度比152件の減。
- 支給決定件数は194件で前年度比22件の減となり、うち死亡件数は前年度比19件減の67件。
- 業種別（大分類）では、請求件数は「運輸業、郵便業」158件、「卸売業、小売業」111件、「建設業」108件の順で多く、支給決定件数は「運輸業、郵便業」58件、「卸売業、小売業」38件、「建設業」27件の順に多い。
- ※脳・心臓疾患に関しては、請求件数、支給決定件数ともに前年度よりも減少していますが、コロナ禍で長時間労働が減ったことが一因と分析されています。

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
脳・心臓疾患	請求件数	825 (91)	840 (120)	877 (118)	936 (121)	784 (105)
	決定件数 <small>注2</small>	680 (71)	664 (95)	689 (82)	684 (78)	665 (88)
	うち支給決定 件数 <small>注3</small>	260 (12)	253 (17)	238 (9)	216 (10)	194 (14)
	[認定率] <small>注4</small>	[38.2%] (16.9%)	[38.1%] (17.9%)	[34.5%] (11.0%)	[31.6%] (12.8%)	[29.2%] (15.9%)
う ち 死 亡	請求件数	261 (14)	241 (18)	254 (18)	253 (18)	205 (18)
	決定件数	253 (16)	236 (20)	217 (15)	238 (17)	211 (17)
	うち支給決定 件数	107 (3)	92 (2)	82 (2)	86 (2)	67 (4)
	[認定率]	[42.3%] (18.8%)	[39.0%] (10.0%)	[37.8%] (13.3%)	[36.1%] (11.8%)	[31.8%] (23.5%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注5

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
脳・心臓疾患	支給決定件数 <small>注6</small>	16 (1)	6 (0)	8 (1)	8 (1)	6 (1)
	うち死亡	8 (0)	4 (0)	2 (0)	6 (1)	3 (1)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
 注 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 注 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 注 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 注 5 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったことに伴い新たに支給決定した事案である。
 注 6 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
 注 7 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	令和元年度			令和2年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	20 (2) 〈 5 (1) 〉	10 (0) 〈 4 (0) 〉	6 (0) 〈 2 (0) 〉	11 (0) 〈 6 (0) 〉	12 (1) 〈 4 (1) 〉	5 (1) 〈 2 (1) 〉
製 造 業	99 (8) 〈 26 (0) 〉	79 (6) 〈 34 (1) 〉	22 (1) 〈 9 (0) 〉	92 (10) 〈 27 (2) 〉	79 (7) 〈 24 (2) 〉	17 (1) 〈 8 (0) 〉
建 設 業	130 (1) 〈 36 (0) 〉	88 (1) 〈 26 (0) 〉	17 (0) 〈 8 (0) 〉	108 (0) 〈 30 (0) 〉	98 (0) 〈 40 (0) 〉	27 (0) 〈 11 (0) 〉
運輸業、郵便業	197 (5) 〈 58 (2) 〉	155 (4) 〈 58 (1) 〉	68 (1) 〈 30 (1) 〉	158 (9) 〈 47 (2) 〉	136 (5) 〈 43 (1) 〉	58 (1) 〈 19 (1) 〉
卸売業、小売業	150 (22) 〈 48 (6) 〉	104 (13) 〈 35 (3) 〉	32 (0) 〈 12 (0) 〉	111 (16) 〈 27 (3) 〉	106 (11) 〈 32 (3) 〉	38 (1) 〈 12 (0) 〉
金融業、保険業	9 (2) 〈 4 (0) 〉	11 (1) 〈 5 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	13 (3) 〈 6 (3) 〉	8 (0) 〈 3 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
教育、学習支援業	14 (5) 〈 3 (0) 〉	10 (2) 〈 1 (0) 〉	2 (0) 〈 0 (0) 〉	13 (4) 〈 0 (0) 〉	13 (7) 〈 2 (0) 〉	2 (0) 〈 1 (0) 〉
医療、福祉	55 (32) 〈 11 (5) 〉	37 (21) 〈 15 (9) 〉	5 (1) 〈 3 (0) 〉	67 (33) 〈 13 (4) 〉	46 (28) 〈 12 (5) 〉	8 (5) 〈 2 (1) 〉
情報通信業	21 (1) 〈 7 (0) 〉	13 (1) 〈 6 (0) 〉	5 (0) 〈 3 (0) 〉	23 (2) 〈 8 (0) 〉	12 (0) 〈 6 (0) 〉	2 (0) 〈 2 (0) 〉
宿泊業、飲食サービス業	63 (15) 〈 10 (1) 〉	54 (10) 〈 17 (0) 〉	21 (1) 〈 7 (0) 〉	31 (10) 〈 8 (1) 〉	42 (13) 〈 12 (3) 〉	15 (3) 〈 3 (1) 〉
その他の事業 (上記以外の事業)	178 (28) 〈 45 (3) 〉	123 (19) 〈 37 (3) 〉	37 (6) 〈 12 (1) 〉	157 (18) 〈 33 (3) 〉	113 (16) 〈 33 (2) 〉	22 (2) 〈 7 (0) 〉
合 計	936 (121) 〈 253 (18) 〉	684 (78) 〈 238 (17) 〉	216 (10) 〈 86 (2) 〉	784 (105) 〈 205 (18) 〉	665 (88) 〈 211 (17) 〉	194 (14) 〈 67 (4) 〉

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
 3 ()内は女性の件数で、内数である。
 4 < >内は死亡の件数で、内数である。

<精神障害に関する事案の労災補償状況>

- 請求件数は 2,051 件で前年度比9件の減となり、うち未遂を含む自殺の件数は前年度比 47 件減の 155 件であった。
- 支給決定件数は 608 件で前年度比 99 件の増となり、うち未遂を含む自殺の件数は前年度比 7 件減の 81 件であった。
- 業種別(大分類)では、請求件数は「医療、福祉」488 件、「製造業」326 件、「卸売業、小売業」282 件の順で多く、支給決定件数は「医療、福祉」148 件、「製造業」100 件、「運輸業、郵便業」と「卸売業、小売業」63 件の順に多い。
- 出来事(*)別の支給決定件数は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」99 件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」83 件、「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」71 件の順に多い。
- *「出来事」とは精神障害の発病に関与したと考えられる事象の心理的負荷の強度を評価するために、認定基準において、一定の事象を類型化したもの。
- ※精神障害に関しては、請求件数は前年度より少し減少しましたが、支給決定件数は前年度より増加し、過去最多の 608 件となりました。

表2-1 精神障害の労災補償状況

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分						
精神障害	請求件数	1586 (627)	1732 (689)	1820 (788)	2060 (952)	2051 (999)
	決定件数 ^{注2}	1355 (497)	1545 (605)	1461 (582)	1586 (688)	1906 (887)
	うち支給決定件数 ^{注3}	498 (168)	506 (160)	465 (163)	509 (179)	608 (256)
	[認定率] ^{注4}	[36.8%] (33.8%)	[32.8%] (26.4%)	[31.8%] (28.0%)	[32.1%] (26.0%)	[31.9%] (28.9%)
うち自殺 ^{注5}	請求件数	198 (18)	221 (14)	200 (22)	202 (16)	155 (20)
	決定件数	176 (14)	208 (14)	199 (21)	185 (17)	179 (17)
	うち支給決定件数	84 (2)	98 (4)	76 (4)	88 (4)	81 (4)
	[認定率]	[47.7%] (14.3%)	[47.1%] (28.6%)	[38.2%] (19.0%)	[47.6%] (23.5%)	[45.3%] (23.5%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況^{注6}

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分						
精神障害	支給決定件数 ^{注7}	13 (2)	7 (0)	21 (6)	8 (1)	25 (7)
	うち自殺	7 (1)	4 (0)	5 (1)	2 (0)	12 (0)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 自殺は、未遂を含む件数である。
 6 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったことに伴い新たに支給決定した事案である。
 7 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
 8 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	令和元年度			令和2年度		
	請求件数	決定件数		請求件数	決定件数	
		うち支給決定件数	うち支給決定件数			
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	13 (2) (3 (0))	9 (2) (2 (0))	3 (2) (0 (0))	8 (3) (1 (0))	11 (3) (1 (0))	8 (2) (0 (0))
製 造 業	352 (100) (51 (1))	291 (75) (48 (3))	90 (16) (21 (1))	326 (89) (43 (2))	311 (94) (53 (3))	100 (22) (27 (1))
建 設 業	93 (10) (22 (0))	89 (9) (27 (0))	41 (6) (17 (0))	89 (18) (14 (0))	95 (10) (19 (0))	43 (2) (14 (0))
運輸業、郵便業	178 (45) (18 (1))	134 (37) (13 (0))	50 (9) (8 (0))	202 (53) (11 (1))	185 (48) (13 (1))	63 (14) (5 (0))
卸売業、小売業	279 (136) (33 (4))	234 (112) (25 (1))	74 (24) (11 (0))	282 (155) (23 (2))	247 (132) (20 (3))	63 (30) (8 (0))
金融業、保険業	69 (36) (8 (1))	48 (26) (6 (1))	6 (2) (2 (0))	64 (35) (3 (0))	61 (34) (9 (1))	12 (7) (1 (0))
教育、学習支援業	74 (39) (8 (1))	46 (25) (2 (0))	12 (7) (0 (0))	77 (47) (4 (0))	62 (29) (8 (0))	11 (5) (1 (0))
医 療 ・ 福 祉	426 (319) (20 (4))	279 (199) (15 (6))	78 (55) (7 (2))	488 (365) (10 (5))	428 (330) (16 (6))	148 (119) (5 (2))
情 報 通 信 業	127 (46) (8 (1))	99 (33) (11 (2))	31 (8) (2 (0))	111 (44) (12 (1))	114 (43) (10 (0))	27 (9) (5 (0))
宿泊業、飲食サービス業	104 (49) (10 (2))	89 (38) (10 (2))	48 (17) (6 (0))	92 (41) (12 (2))	86 (36) (10 (1))	39 (13) (4 (1))
その他の事業 (上記以外の事業)	345 (170) (21 (1))	268 (132) (26 (2))	76 (33) (14 (1))	312 (149) (22 (7))	306 (128) (20 (2))	94 (33) (11 (0))
合 計	2060 (952) (202 (16))	1586 (688) (185 (17))	509 (179) (88 (4))	2051 (999) (155 (20))	1906 (887) (179 (17))	608 (256) (81 (4))

- 注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
 3 ()内は女性の件数で、内数である。
 4 ()内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

詳しくは、こちらをご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省]
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19299.html